

岩内町耐震改修促進計画

[平成28年度～平成32年度]

概要版

平成28年11月

北海道 岩内町

計画の概要

計画の背景と改訂について

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、6,434人の尊い命が失われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊等によるものと考えられています。

国ではこの教訓を踏まえ同年10月「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)を制定し、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることしました。

その後、平成18年に耐震改修促進法を改正し、国の基本方針に基づき都道府県が当該区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めることが義務付けられ、北海道では同年12月に計画期間を10箇年とする「北海道耐震改修促進計画」を策定しました。

岩内町は、昭和29年の岩内大火により市街地の大半が焼失しましたが、現在まで着実に復興の道を歩んできました。

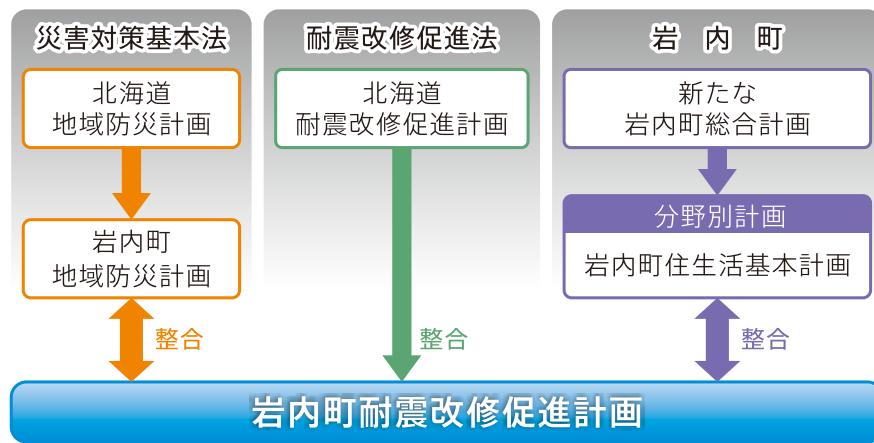
しかし、現行の構造関係規定に適合しない建築物も相当数存在し、大地震が発生した場合には建築物の倒壊等による被害や、これらに起因する生命・身体・財産に対する被害が想定されます。

これらを未然に防止するためには、建築物の耐震化を早期に進める必要があることから、岩内町では、平成20年3月に耐震改修促進法に基づき「岩内町耐震改修促進計画」を策定し、平成27年度までの住宅・建築物の各耐震化率の目標を定め、公共施設の耐震改修や民間建築物の耐震化促進に関する普及啓発および支援制度の整備により、早期の耐震化を目指してきました。

こうした中、平成27年度で計画期間が終了するため、これまでの計画の実施状況に関する調査・検証を行うとともに、平成25年11月に施行された改正耐震改修促進法により市町村耐震改修促進計画の速やかな改訂が求められていることや、本計画に新たな耐震化の目標を設定する必要があることから改訂を行いました。

計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法のほか「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成28年3月25日 国土交通省告示529号)」や「北海道耐震改修促進計画(平成28年5月)」を踏まえるとともに、「岩内町地域防災計画」や住宅・住環境の分野別計画である「岩内町住生活基本計画」との整合を図りつつ定めるものとします。



岩内町耐震改修促進計画の位置づけ

対象建築物

本計画の対象建築物は、原則として平成17年6月に提案された「住宅・建築物の地震防災推進会議」の提言や、平成17年9月に決定された中央防災会議による「建築物の耐震化緊急対策方針」に基づき、建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する新耐震基準(昭和56年6月1日施行)導入以前に建築された建築物のうち、以下の表に示す建築物とします。

岩内町耐震改修促進計画の対象建築物

種類	備考	
住宅	併用住宅、賃貸共同住宅、分譲共同住宅等を含む	
特定建築物 (耐震改修 促進法に 規定され るもの)	法第14条第1号	◆多数の者が利用する建築物 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、社会福祉施設、賃貸共同住宅、その他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの
	法第14条第2号	◆危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 一定数量以上の火薬類、石油類その他の危険物の貯蔵場又は処理場
	法第14条第3号	◆地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 道及び町指定の地震発生時に通行を確保すべき道路を閉塞する恐れがある建築物
町有施設	町有施設のうち、居室を有し、延べ床面積が50m ² 以上のもの	

岩内町耐震改修促進計画の対象建築物の区分

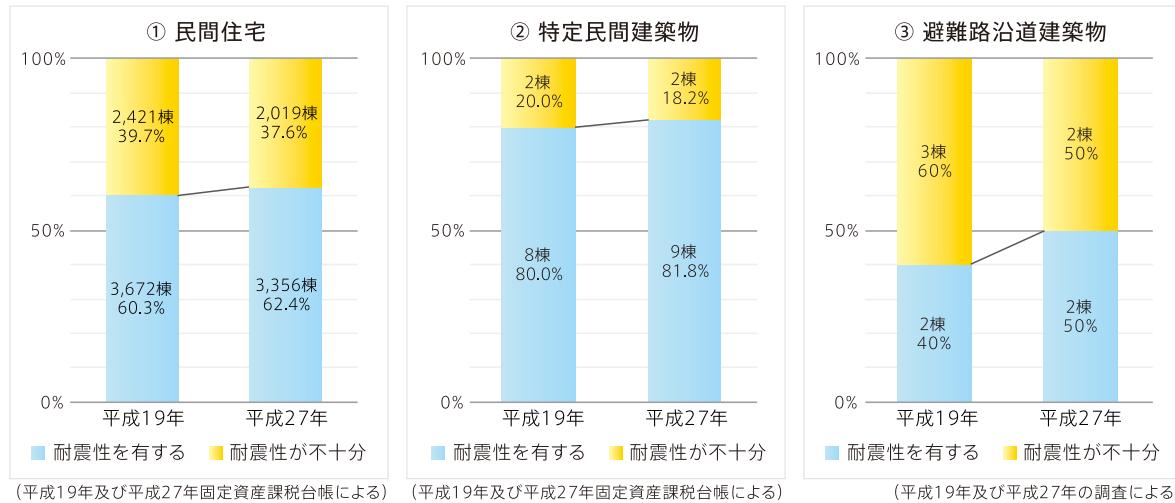
種類	区分	主な内容
民間施設	民間住宅	民間の戸建住宅、共同住宅など
	特定民間建築物	耐震改修促進法第14条第1号に規定する民間建築物
	避難路沿道建築物	耐震改修促進法第14条第3号に規定する民間建築物
公共施設	特定公共建築物	耐震改修促進法第14条第1号に規定する公共建築物
	指定避難所	岩内町地域防災計画において位置づけられた公共建築物
	町有施設	町有施設のうち、居室を有し、延べ床面積が50m ² 以上のもの

住宅・建築物の耐震化状況

建築物の耐震化の現状

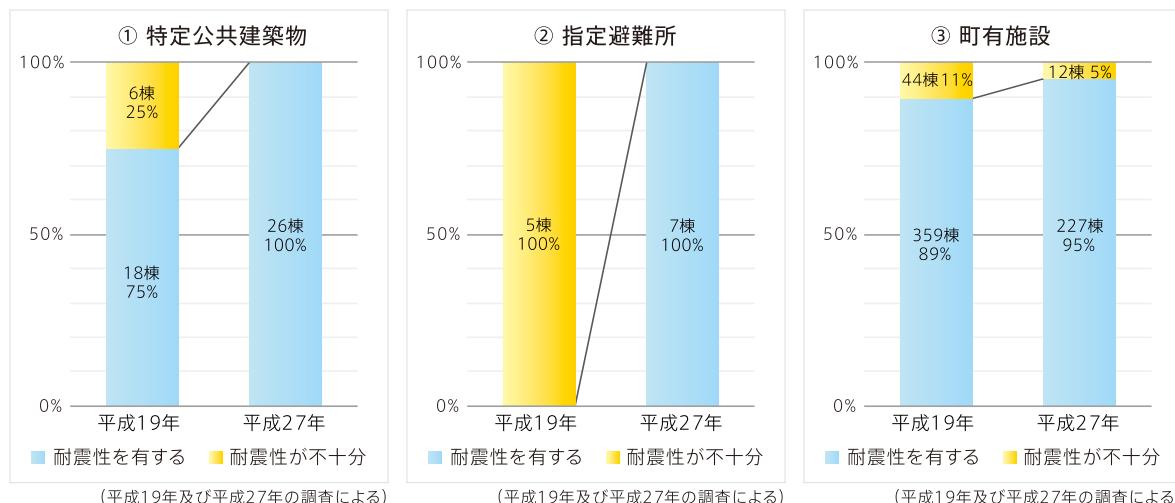
民間建築物の耐震化の現状

- 民間住宅(戸建て住宅・共同住宅)は5,375棟あり、耐震化率は62.4%と推定されます。
- 法第14条第1号に規定する「多数の者が利用する特定建築物」に該当する民間建築物(以下「特定民間建築物」とする)は11棟あり、耐震化率は81.8%となっています。
- 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物のうち、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物(以下「避難路沿道建築物」とする)は、4棟あり、耐震化率は50%となっています。



公共建築物の耐震化の現状

- 法第14条第1号に規定する「多数の者が利用する特定建築物」に該当する公共建築物(以下「特定公共建築物」とする)は26棟あり、耐震化率は100%となっています。
- 地震災害時の指定避難所は7棟あり、耐震化率は100%となっています。
- 町有施設は239棟あり、耐震化率は95%となっています。



目 標

住宅・建築物の耐震化に係る目標

本計画では、住宅・建築物の耐震化率を平成32年度までに少なくとも95%にすることを目指とします。

これは、平成28年3月に一部改正された国の『建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針』において、住宅に加え多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年度までに少なくとも95%とすることを目標とされたことや、平成28年5月に見直しされた『北海道耐震改修促進計画』においても国と同様の目標に設定されたことから、本町においても同様の目標を設定することとします。

岩内町の目標耐震化率

区分		現況耐震化率 (平成27年度末)	目標耐震化率 (平成32年度末)
民間建築物	民間住宅	62%	95%
	特定民間建築物	82%	95%
	避難路沿道建築物	50%	95%
公共建築物	特定公共建築物	100%	—
	指定避難所	100%	—
	町有施設	95%	98%
	インフラ等維持施設 (水道・下水道施設、火葬場)	75%	100%
	福祉施設 (福祉施設、保育所)	67%	100%
	不特定多数利用施設 (ホール、体育館、集会所等)	61%	95%



取組方針

耐震化促進に向けた各主体の役割

岩内町における住宅・建築物の耐震改修を強力に推進していくためには、所有者や建築関連事業者の理解と協力が不可欠であることから、耐震化の促進に向けて地方公共団体の役割のほか、所有者及び建築関連事業者の役割を定めます。

1 岩内町の役割

岩内町は、町民に最も身近な基礎自治体として町民の取り組みを支援するとともに、町民の安全・安心を確保するため、相談体制の整備や情報提供など、安心して耐震診断・改修が行える環境整備、地震による住宅・建築物の安全性の向上に関する啓発および知識の普及などに努めます。

また、各施策を実施する際には、国や北海道の支援制度の有効活用等、住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策等について国や北海道と連携を図ることとします。

さらに、町有施設についても耐震化に率先して取り組むこととします。

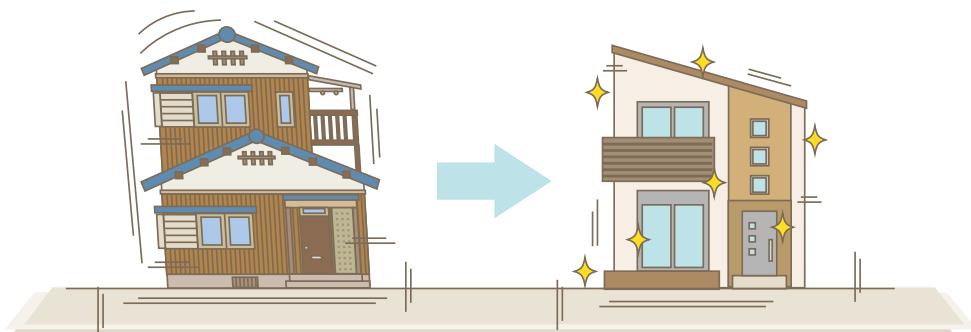
2 所有者の役割

住宅や建築物は地域社会の中の構成員である住民の生活基盤であり、企業等においては経済活動の基盤でもあります。

このことからも、住宅・建築物の所有者は、地震防災対策が自らの生命や財産の保全につながるとともに、隣接する建築物や道路へ及ぼす被害の抑制といった都市機能の保持にも大きく影響することを認識し、自らの問題のみならず地域の問題といった意識を持って、主体的に地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとします。

3 建築関連事業者の役割

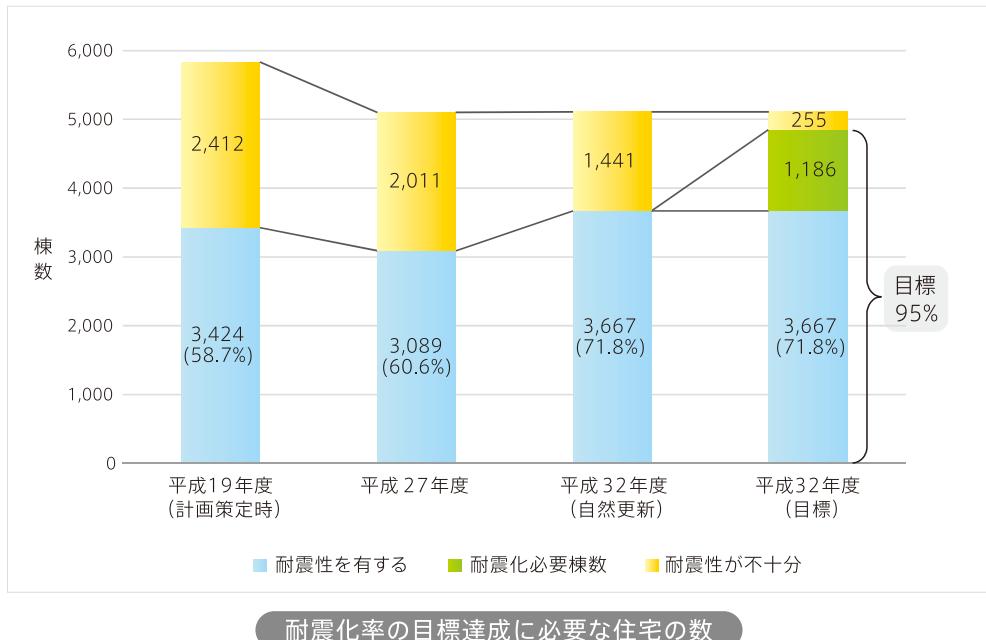
建築関連事業者は、住宅・建築物の耐震性を確保する事が人命に関わることを再認識し、所有者をはじめとした地域社会との信頼関係の一層の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物の建築、改修、維持管理に努めるものとします。



民間建築物の耐震化促進に向けた基本的な取組方針

町民の生活拠点であり建築物の用途の中で最も滞在時間が長いのにも関わらず、現状の耐震化率が低い用途である「住宅」について、優先的に耐震化に努めるものとします。

平成32年の目標である耐震化率95%を達成するためには、戸建て住宅において、新築や建替、耐震改修、除却等による自然更新を見込んで今後1,186棟の耐震化が必要と推計されます。



民間住宅については、これまで無料簡易診断の実施や耐震診断・改修に対する助成制度を設けるなどの取組を行ってきていますが、依然として耐震化率が低い状況にあることから、引き続き、これらの取組を実施し住宅の耐震化の促進を図ることとします。

なお、耐震診断については現在の建物の建築時期(築年数)や建築基準法における耐震関係規定の改正経緯を考慮し、昭和47年～昭和56年の住宅を重点的に取り組むものとし、構造的に信頼性の低い昭和46年以前の住宅については、良質な住宅ストックの形成という観点からも耐震化の促進を図るために、除却に対する支援について検討を行うものとします。

公共建築物の耐震化促進に向けた基本的な取組方針

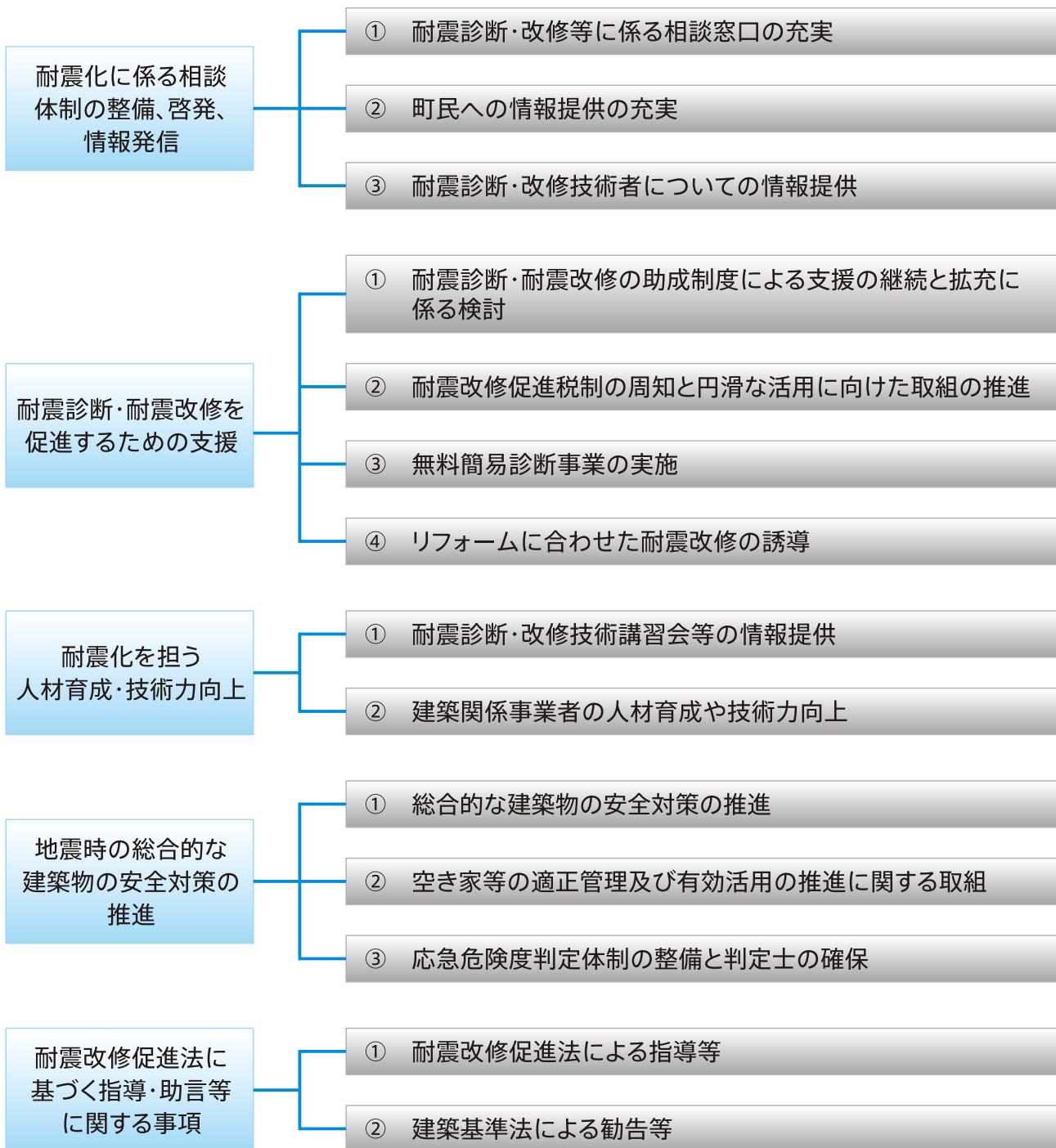
耐震性が確認されていないインフラ等維持施設(1施設)と福祉施設(2施設)においては、耐震診断を計画期間内に実施する方向で検討し、平成32年度までに耐震化率100%を目標に取り組みます。

また、他の耐震性が確認されていない施設においても現在の建物状況や将来的な利用方針を見定めた上で、継続して利用する施設については耐震診断を計画期間内に実施する等、耐震化に向けた検討を行うものとします。

施 策

住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策体系

以上の結果を踏まえ岩内町が今後、住宅・建築物の耐震化の目標達成に向けて次の5つを施策の基本的方向とし、効果的・効率的な施策を展開する。



お問い合わせ先

岩内町建設水道部建設住宅課(建築担当)
〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1
TEL:0135-67-7097 FAX:0135-67-7105
E-Mail:kenchiku@town.iwanai.lg.jp